

豊かなあきたの森林を 未来へ—

「秋田県水と緑の森づくり税事業」のご紹介



秋田県



森林の公益的機能

FOREST
OF
AKITA

世界自然遺産の白神山地をはじめ、森吉山や鳥海山など、雄大で美しい自然を擁する秋田県。秋田の自然の風景に欠かすことのできない存在である「森林」は、県土面積の7割を占めています。

森林は、地球温暖化の防止、水源のかん養、土砂災害の防止など、私たちの暮らしに欠かすことのできない大切な働きを持っています。この働きを「森林の公益的機能」といいます。

● 土砂災害防止機能

木の根や落ち葉などが山崩れなどの災害を防止します



● 水源かん養機能

雨水を蓄え、洪水や渇水を防ぎ、豊かな水を育みます



● 地球環境保全機能

大気中の二酸化炭素を吸収・貯蔵します



森林の公益的機能

● 保健休養機能

人の心を和ませ、安らぎを与えます



● 生物多様性保全機能

さまざまな動植物のすみかになります



森林は
私たちの暮らしに
欠かせません



森っち

秋田の森林の現状

FOREST
OF
AKITA

本県の民有林のスギ人工林は約 23 万 8 千 ha で、全国一の面積となっています。しかし、標高の高い場所をはじめ、里山林でも生育の思わしくないスギ林が多くありました。このため、「秋田県水と緑の森づくり税」を活用して、標高の高い地域を中心に環境林整備を行いました。今後は里山林でも環境林の整備が必要になってきています。

また、長い海岸線をもつ本県では、先人の努力により「緑の遺産」といわれる海岸マツ林を有していましたが、松くい虫被害により多くのマツ林が失なわれました。松くい虫の被害量はやや減少しているものの、枯れてしまったマツは美しい景観を損ね、安全面でも支障をきたすことから、依然として残っている枯れマツの処理が課題となっています。

さらに、近年本県でもナラ枯れ被害が確認され、被害が拡大してきていることから、森林の公益的機能の低下が懸念されています。

生育が悪く適切な手入れが必要なスギ人工林が増えています

手入れ不足により森林の公益的機能が低下しています。



PINCH!
手入れ不足により
荒れてしまった森林

松くい虫被害を受けた枯れマツが依然として残っています

主要な道路沿いの枯れマツは景観を低下させます。



PINCH!
松くい虫被害を受けて
枯れたマツ

ナラ枯れ被害が拡大してきています

平成 18 年に初めて被害が確認されて以来、近年被害が拡大してきています。



PINCH!
ナラ枯れ被害を受けた
広葉樹林

ココに注目! 森林の公益的機能をお金で換算すると?

秋田県の森林の評価額は、年間約 2 兆 7 千億円となり、県民 1 人当たり約 254 万円の恩恵を受けていることとなります。

機能	秋田県	全国
水源かん養機能	1兆4,873億円	29兆8,454億円
山地災害防止機能	1兆1,153億円	36兆6,986億円
地球環境保全機能	440億円	1兆4,652億円
保健休養機能	219億円	2兆2,546億円

※出典：日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多方面機能の評価について」(H13)。



森っち

県民みんなで ささえる森づくり

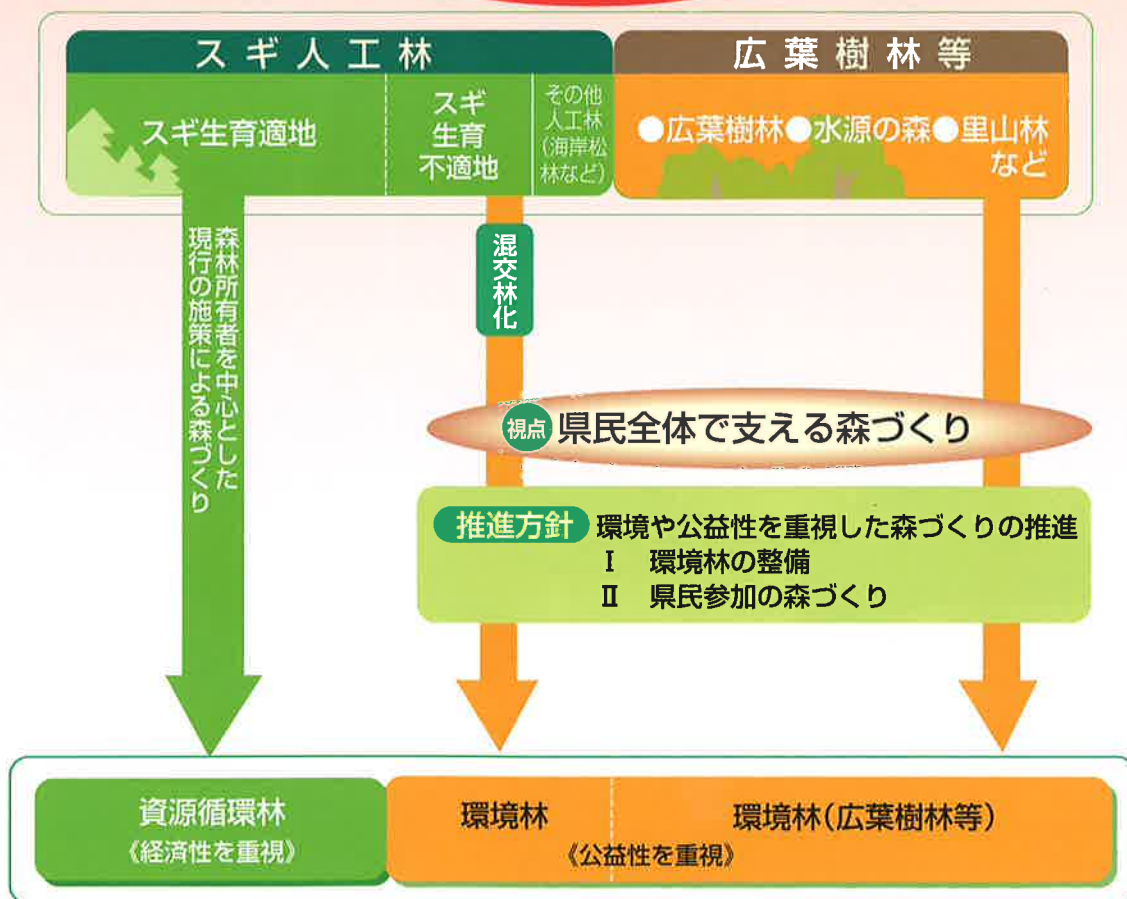
FOREST
OF
AKITA

県では、豊かな水と緑を県民との協働により保全・創造し、次の世代に引き継いでいくことを目的に、平成15年4月に「秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（愛称：水と緑の条例）」を施行しました。

これを実現するためには、これまでの森林所有者や林業関係者による森づくりに加え、森林環境や公益性を重視した森づくりを推進する必要があります。

そこで、ふるさと秋田の森林は、その恩恵を受けている県民全体で支えるという視点に立って、平成20年度に「秋田県水と緑の森づくり税」を創設し、「森林環境や公益性を重視した森づくり」や「県民参加の森づくり」を実施しています。

現在の森林の姿



将来の森林の姿



みんなで森を
手助けしよう

秋田県水と緑の森づくり税について

- 納める方は?** ※個人：(その年の1月1日現在で) 県内に住所がある方、県内に家屋敷を持っている方 ※個人県民税の納税義務者
※法人：県内に事務所、事業所などがある法人等 ※法人県民税の納税義務者
- 納める額は?** 個人：年額800円
法人：年額1,600円～64,000円(法人県民税均等割額の8%相当額)
- 課税方法は?** 県民税(均等割)に上乗せして納めます。
- 税の管理は?** 目的とする施策を行うため、他の税金と区別して「秋田県水と緑の森づくり基金」に積み立てて管理します。
- 正しく使われている?** 毎年の事業計画や取組状況など、基金の使いみちについて、民間委員で構成する「秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会」で調査・審議します。

秋田県水と緑の森づくり税の使途(事業一覧)

秋田県水と緑の森づくり税を活用し、「森林環境や公益性を重視した森づくり」と「県民参加の森づくり」を行っています。

森林環境や公益性を重視した森づくり

《ハード事業》 秋田県水と緑の森づくり事業

■豊かな森

- 針広混交林化事業
- 広葉樹林再生事業

■暮らしを守る森

- マツ林・ナラ林等健全化事業

■ふれあいの森

- ふれあいの森整備事業



県民参加の森づくり

《ソフト事業》 秋田県水と緑の森づくり推進事業

■みんなでつくる森

- 県民参加の森づくり事業
- 森林環境教育推進事業
- 普及啓発事業



《ハード事業》秋田県水と緑の森づくり事業

針広混交林化事業（補助事業）

- 概要** 高標高や私たちの暮らしに身近な里山などで生育の思わしくないスギ人工林を公益性の高い広葉樹との混交林に誘導します。
- 実施主体** 市町村、森林組合、林業事業者等
- 対象森林** 県内民有林（公有林・私有林）のうち生育の思わしくないスギ人工林等
- 実施条件** 皆伐と転用を20年間制限する協定を締結します。
- 事業内容** 現況調査、誘導伐（本数率で40%以上の伐採）、作業道整備等



広葉樹林再生事業（補助事業）

- 概要** 過去に損なわれた森林環境を取り戻し、野生動植物などが生息・生育できる生態系の健全性に配慮した広葉樹林の再生を図ります。
- 実施主体** 市町村、県
- 対象地** 県内民有林で、天然更新による森林形成が困難な箇所・放牧跡地等で廃止又は休止し、将来再利用しない箇所
- 事業内容** 現況調査（区域測量、土壌調査等）、検討委員会開催、植栽、下刈



マツ林・ナラ林等健全化事業（補助事業）

- 概要** 松くい虫被害及びカシノナガキイムシ被害等により枯れたマツやナラ等で、景観維持や安全面に支障がある枯損木の伐採と健全化に向けた植栽を行います。
- 実施主体** 市町村
- 対象森林** 景観維持や安全面に支障があるマツ林並びにナラ林等を優先的に実施します。
- 事業内容** 枯れマツ及び枯れたナラ等の伐採・植栽



ふれあいの森整備事業（補助事業）

- 概要** 身近な森林等のうち、「森林浴リフレッシュの森」、「湧水・名水の森」、「森林ボランティアの森」、「学びの森」の4つの視点で、県民が森林とふれあえる「森や水とのふれあい拠点」を整備します。
- 実施主体** 市町村、財産区、小中学校、自治会、県等
- 対象地** ・森林公園又は利用区域のうち森林が1/5以上を占める箇所であること
・営利を目的とせず、整備後に適切な管理をする管理者がいること
・権利者が国以外であること
- 実施条件** 施設の活用及び管理等に関する協定を締結します。
- 事業内容** 全体計画調査、森林整備、路網整備、標識類整備、休憩施設等



※秋田県水と緑の森づくり税事業は、ハード事業・ソフト事業ともに補助率は10/10以内です。

《ソフト事業》秋田県水と緑の森づくり推進事業

県民参加の森づくり事業

●森林ボランティア活動支援（補助事業）

- 概要** 森づくり活動を行っている森林ボランティア団体の活動を支援します。
- 実施主体** 森林ボランティア団体
※県の森林ボランティア団体一覧表に登載されていること
- 事業内容** 森づくり活動、森づくりの普及啓発活動
- 補助額** 1件あたり85万円を上限とする。
- 実施条件** 予定参加者数が30人以上であることなど



●森づくり県民提案（補助事業）

- 概要** 県民の自由な発想による新しい森づくり活動を支援します。
- 実施主体** 法人格を有する団体、自治会等の地域住民団体等
- 事業内容** 森林の保全・体験活動や森づくりの普及啓発活動など
※柔軟な発想による企画を募集
- 補助額** 1件あたり40万円を上限とする。

●市町村等の森づくり活動支援（補助事業）

- 概要** 地域で行われる植樹・育樹などの森づくり活動や、森づくりに関する研修会などの普及啓発活動を支援します。
- 実施主体** 市町村、森林組合等
- 事業内容** 植樹・育樹などの森づくり活動、シンポジウム・セミナー・講演会・現地研修会等の開催
- 補助額** 1件あたり100万円を上限とする。



森林環境教育推進事業

●森林環境学習活動支援事業（補助事業）

- 概要** 次代を担う児童・生徒等を対象とした森林環境教育活動を支援します。
- 実施主体** 市町村、小中学校、幼稚園、保育所、教育関係団体等
- 事業内容** 森林環境学習活動及び森林・林業作業体験活動、木育活動
- 補助額** 1件あたり50万円を上限とする。
- 実施条件** 1件あたり20人以上の参加であること、又は1学年以上が取り組んでいること



●森林環境教育指導者養成事業

- 概要** 森林環境教育の指導者を養成するため、小中学校等の教員や森林ボランティア団体会員等を対象とした研修会を開催します。
- 実施主体** 県

普及啓発事業

●あきた森づくり活動サポートセンターの設置・運営

- 概要** 県民による森林ボランティア活動を推進するため、森林ボランティア活動等をサポートするワンストップ窓口「あきた森づくり活動サポートセンター」を設置・運営する。
- 事業内容** 森林ボランティアの育成研修、森づくり活動の指導者派遣、フィールドの紹介など
- 実施主体** 県

●秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会

- 概要** 毎年の事業計画や取組状況など、基金の使いみちに県民の方々の意見を反映させるため、民間委員で構成する運営委員会で調査・審議します。
- 実施主体** 県



●普及啓発活動

- 概要** 県民の森林・林業に対する理解を促進するため、「水と緑の森林祭」や「海岸林再生植樹祭」の開催、「秋田県水と緑の森づくり税」のウェブサイトの運営など、普及啓発活動を実施します。
- 実施主体** 県

●森林環境に関する調査・研究

- 概要** 森林環境や事業効果の検証のための調査等を実施します。
- 実施主体** 県



水と緑の森林祭（羽後町）

子どもたちが暮らす未来も
水と緑の美しい「ふるさと秋田」であり続けますように…

秋田県がめざす **あきたの森林** の姿です



詳細や各種事業の実施に関するお問い合わせは「秋田県水と緑の森づくり税」のウェブサイトをご覧ください。

アドレス <http://common.pref.akita.lg.jp/mizumidori/>

秋田県水と緑の森づくり税

検索

お問い合わせ先

秋田県水と緑の森づくり税を活用する事業に関しては「県森林整備課」までお問い合わせください。

〒010-8570 秋田市山王4丁目1-1 秋田県農林水産部森林整備課 調整・担い手班
TEL 018-860-1750 FAX 018-860-3899 e-mail forest@pref.akita.lg.jp

税金の仕組みなどについては「県税務課」までお問い合わせください。

〒010-8570 秋田市山王4丁目1-1 秋田県総務部税務課 調整・企画班
TEL 018-860-1123 FAX 018-860-3827 e-mail zeimuka@pref.akita.lg.jp